

# コーポレート・ガバナンス報告書

2026年5月21日

BABY JOB 株式会社

代表取締役社長 上野 公嗣

問合せ先：財務経理部

06-4862-5187

<https://baby-job.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は限りある経営資源を有効に活用し、高い成長を実現することで企業価値の向上を図り、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定のための仕組みを構築することを基本方針とし、かつ、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を踏まえた以下のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

- 株主の権利・平等性の確保
- 従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など株主以外のステークホルダーと適切な協働
- 適切な情報開示と透明性の確保
- 独立役員の監督・監査機能の発揮と取締役会の実効性の確保
- 株主との対話とそのため環境整備

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Cordial 株式会社	1,100,000	37.41
上野 公嗣	844,220	28.71
DIMENSION 投資事業有限責任組合	178,160	6.06
ユニ・チャーム株式会社	155,780	5.30
イノベーションディスカバリー1号投資事業有限責任組合	118,770	4.04
株式会社こどもの森	110,000	3.74
SMBC ベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合	59,390	2.02
関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合	59,380	2.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口T6K157001）	50,500	1.72

株式会社コドモン	48,000	1.63
----------	--------	------

支配株主名	上野 公嗣
-------	-------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

<p>1. 上記大株主の状況は、2026年2月28日現在の株主名簿に基づいて記載しております。</p> <p>2. 上野公嗣は当社の代表取締役であります。</p> <p>3. Cordial 株式会社は代表取締役上野公嗣の資産管理会社であります。</p> <p>4. 上野公嗣氏より、2026年3月18日付でCordial 株式会社保有する株式の一部を当社従業員持株会へ譲渡した旨の報告を受けております。これにより、2026年3月18日現在でCordial 株式会社の所有株式数は824,220株（割合：28.03%）に変更されたものと認識しております。</p> <p>5. 所有株式数及び割合には、当社所有の自己株式4,940株を除いて記載しております。</p>
--

3. 企業属性 更新

上場市場区分	TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社が支配株主との取引を行う場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。</p>
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

<p>該当事項はありません。</p>
--------------------

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役（監査等委員である取締役を除く）関係】

定款上の取締役の員数	9名以内
定款上の取締役の任期	1年以内
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
前田 効多郎	他の会社の出身者								○			
大野 麻衣子	他の会社の出身者								○			
米ノ井 克司	他の会社の出身者								○			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田 効多郎	○	当社は、同氏が業務執行者である社会福祉連携推進法人あたる	訪問介護等の福祉事業を展開する事業会社において代表取締役及び取締

		<p>らしい保育イニシアチブ及び一般社団法人和歌山イノベーションベースとの間で広告宣伝や物品販売に係る取引が存在しております。また、当社と同氏が業務執行者である社会福祉法人榊会との間で過去取引が存在しておりました。しかしながら、いずれも当社の事業規模と比較して金額が少額であり、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。</p> <p>なお、社会福祉法人榊会との現在の取引はございません。</p>	<p>役としての経験を 10 年以上有しているほか、認可保育園の運営等の保育事業を主とする社会福祉法人においても理事長として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断して社外取締役役に選任しております。</p> <p>また、同氏は取引先の業務執行者に該当しておりますが、左記のとおり一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
大野 麻衣子	○	<p>当社は、同氏が代表取締役を務める株式会社 MCG Partners との間でコンサルティングに係る取引が存在しております。しかしながら、当社の事業規模と比較して金額が少額であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。</p> <p>なお、2026 年 2 月期をもって同社との取引は終了しており、提出日時点において同社との取引はございません。</p>	<p>長年にわたる投資銀行における経験から金融市場・資本市場に関する幅広い知見を有しており、当社に有用な意見をいただけるものと判断して社外取締役役に選任しております。</p> <p>また、経営陣との間で利害関係を有することなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
米ノ井 克司	○	<p>当社は、同氏が取締役を務めていた株式会社タスク・フォースとの間で、当社のサービスを活用した広告等の取引が存在し</p>	<p>長年にわたるコンサルティング経験及びプライベートエクイティ領域での経験から企業価値向上、経営監督等に関する幅広い知見を有してお</p>

		ております。しかしながら、金額が僅少であり、現時点において当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。なお、同氏は同社の取締役を 2025 年 5 月に退任しております。	り、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たすことが期待できるものと判断して社外取締役に選任しております。 また、同氏は過去に取引先の業務執行者に該当していましたが、左記のとおり一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
--	--	--	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	—	1	4	—	—	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	—	1	4	—	—	社外取締役

補足説明 更新

<p>取締役会の諮問機関として、取締役の指名及び各取締役の個人別の報酬の決定等に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に資するため設置しております。なお、指名報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役3名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役といたします。また、委員長は、独立社外取締役である委員の中から選定します。現在の委員は次の通りであります。</p> <p>委員長：(社外取締役) 米ノ井克司</p> <p>委員：(代表取締役社長) 上野公嗣</p>
--

(社外取締役) 前田効多郎 (監査等委員である社外取締役) 小田切智美、黒坂卓司
---

【監査等委員関係】更新

監査等委員会設置の有無	設置している
定款上の監査等委員である取締役の員数	5名以内
監査等委員である取締役の人数 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">更新</span>	4名

監査等委員、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会が主催して、四半期に一度監査等委員会と内部監査室の間で意見交換の場を設けているほか、常勤監査等委員とは月例及び随時の意見交換を行っております。なお、年に3～4回程度、三様監査会として会計監査人、監査等委員会、内部監査室よりそれぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果についての報告を行い、相互に情報及び意見の交換を実施し、連携を図っております。
--

監査等委員である取締役（社外）の選任状況	選任している
監査等委員である取締役（社外）の人数	3名
監査等委員である取締役（社外）のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小田切 智美	公認会計士													
和氣 良浩	弁護士													
黒坂 卓司	他の会社の出身者										△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田切 智美	○	—	公認会計士であり、財務及び会計に関する豊富な知識を有しているため、当社に有用な助言を頂けると期待し、監査等委員に選任いたしました。また、経営陣との間で利害関係を有することなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社独立役員に指定いたしました。
和氣 良浩	○	—	弁護士であり、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見を有しているため、当社に有用な助言を頂けると期待し、監査等委員に選任いたしました。また、上記理由から独立性及び客観性を保ちながら職務を遂行でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社独立役員に指定いたしました。
黒坂 卓司	○	当社は、同氏が当社社外監査役就任前である2022年2月期に、同氏が業務執行者を務めるマルコ・ポーロ合同会社との間で会費に係る取引が存在しておりました。しかしながら、金額が僅少であり、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。	信託銀行において第一線で活躍された経験からコーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見を有しているため、当社に有用な助言を頂けると期待し、選任いたしました。また、同氏は過去に取引先の業務執行者に該当しておりましたが、左記のとおり一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

		なお、同社との間で現在の取引 はございません。	
--	--	----------------------------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員6名のうち6名を独立役員に指定しております。
---------------------------------------

【インセンティブ関係】 更新

取締役へのインセンティブ付与に関する施策 の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">更新</span>	社内取締役、社外取締役、従業員、社外協力者
--	-----------------------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者に対して、業績向上に対する意欲や士気向上及び優秀な人材の確保のため、当社グループへの貢献度、期待値等を勘案して付与を決定しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別報酬の開示はしていません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容 更新

取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内で決定しております。当社は役員報酬決定プロセスの透明性と客観性の向上を図るため、任意の「指名報酬委員会」を2022年2月に設置しております。2027年2月期の取締役に対する報酬及び2027年2月期の取締役を選任した指名報酬委員会は2026年3月及び2026年4月に開催され、役位、在任年数、貢献度等を考慮しながら会社業績及び各個人の業務評価等を勘案し、個別報酬額を審議及び決議した後、取締役会に報告、取締役会では当該答申を受けて各取締役の個別報酬額を決議しております。
--

【社外取締役のサポート体制】

常勤の取締役並びに財務経理部が、必要に応じて社外取締役に情報を伝達する体制を取っております。

取締役会の資料は、取締役会の事務局である財務経理部より原則として事前配布し、社外取締役（監査等委員である取締役含む。以下、同じ）の十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。四半期毎に開催しているリスクコンプライアンス委員会には監査等委員である取締役（社外取締役）がオブザーバーとして参加し、リスク情報の共有を行っております。内部監査室は、監査等委員である取締役及び財務経理部との協議の場を必要に応じて設けております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は迅速かつ適切な経営の意思決定と経営の透明性、客観性及び健全性の確保を両立するにあたり、当社の経営環境、事業規模等を総合的に考慮した上で、以下のコーポレート・ガバナンス体制が最適であると考え、採用しております。

### a 取締役会

取締役会は、9名の取締役(うち4名は監査等委員である取締役)で構成しており、取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催することで、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。なお、取締役会には、全ての監査等委員である取締役が出席し、取締役の業務執行の状況を監査しております。

### b 監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役4名により構成されており、うち3名は社外取締役であります。

各監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準、監査計画及び職務分担に基づき、取締役の業務執行の監査・監督を行っております。

### c 経営会議

経営会議は取締役3名(監査等委員である取締役を含む)並びに執行役員及び部長・室長8名により構成されております。経営会議は業務執行に関する重要事項の審議・決定及び取締役会の事前審議機関であり、原則毎月2回以上開催しておりますが、各部門の業務執行、予算執行の適正化並びに意思決定の迅速化を図るために、必要に応じて臨時の経営会議を開催しております。なお、経営会議には、監査等委員である取締役が出席し、取締役の業務執行の状況を監査しております。

### d 予算達成会議

予算達成会議は取締役9名(監査等委員である取締役を含む)並びに執行役員及び部長・室長8名により構成されております。予算達成会議は重要なKPIの達成に向けた解決策を討議する場であり、原則毎月1回開催しております。

e 指名報酬委員会

指名報酬委員会は取締役会の直属委員会であり、代表取締役1名、社外取締役2名及び監査等委員である取締役2名により構成されております。指名報酬委員会は必要に応じて開催しており、当社グループの取締役の指名及び報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化しております。

f リスクコンプライアンス委員会

リスクコンプライアンス委員会は取締役会の直属委員会であり、取締役1名並びに執行役員及び部長・室長8名により構成されております。リスクコンプライアンス委員会は原則四半期に1回開催しており、当社におけるリスクコンプライアンス管理に関わる取り組みを推進しております。なお、リスクコンプライアンス委員会には、監査等委員である取締役が出席し、取締役の業務執行の状況を監査しております。

g 内部監査室

当社は代表取締役社長の直轄組織となる内部監査室を設置しております。内部監査室は会計監査人や監査等委員会と連携し、当社及び子会社に対する業務監査、会計監査並びに財務報告に係る内部統制の監査を行っております。

h 会計監査人

当社は、R S M清和監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年2月期において監査を執行した公認会計士は坂井浩史氏、材井貴士氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名その他4名であります。

なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、取締役の業務執行に対し、取締役会による監督と監査等委員会による監査の二重のチェック機能を持つ監査等委員会設置会社の体制を選択しております。また、日常的に業務を監視する機関として、内部監査室及びリスクコンプライアンス委員会を設置しております。これらの各機関が相互に連携し、透明性の高い意思決定、迅速な業務執行及び監査の実効性を担保することが、当社の持続的発展に有効であると考えているため、現在の体制を採用しています。

### Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案を検討するための十分な時間を確保できるように早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能とする予定です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後状況に応じて機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、外国人株主の構成割合等を勘案しながら、検討してまいります。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上の IR 情報ページに掲載しております。 詳細は当社ホームページ ( <a href="https://baby-job.co.jp/ir/">https://baby-job.co.jp/ir/</a> ) をご覧ください。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	2026年2月期中間・2026年2月期期末決算において、アナリスト・特定投資家向けに決算説明会を開催して代表取締役社長より業績等に関する説明を行っております。今後の開催予定について現時点では未定ですが、特定投資家向けに定期的に説明会の開催を検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を考慮したうえで、海外投資家向け説明会の実施を検討してまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上に、IR 情報ページを開設し、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載しております。詳細は当社ホームページ	

	<a href="https://baby-job.co.jp/ir/">(https://baby-job.co.jp/ir/)</a> をご覧ください。
IR に関する部署(担当者)の設置	財務経理部部長を責任者とし、財務経理部を担当部署として IR 活動を行っております。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・取引先をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、「適時開示マニュアル」に基づき、すべてのステークホルダーに対して適時適切かつ公平な情報提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社は、国連が定めた開発目標である SDGs の趣旨に賛同し、すべての人が子育てを楽しみと思える社会の実現を目指して、会社運営をしております。 詳細は当社ホームページ ( <a href="https://baby-job.co.jp/#sdgs">https://baby-job.co.jp/#sdgs</a> ) をご覧ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。 情報提供に係る方針につきましては、当社ホームページの「ディスクロージャーポリシー」 ( <a href="https://baby-job.co.jp/ir/">https://baby-job.co.jp/ir/</a> ) をご覧ください。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

<p>当社は「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、以下の体制を構築しております。</p> <p>1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。</p> <p>(2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。</p> <p>(3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。</p> <p>(4) 取締役は、監査等委員会が定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。</p> <p>(5) 取締役会による監督機能を強化し、代表取締役・執行役員を中心とする業務執行責任の明確化を図るために執行役員制度を導入する。</p> <p>(6) 法令等の遵守に関する規定を含む社内規程を定めて取締役及び使用人の行動規範を明確にするとともに、コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス意識を全社に浸透させる活動を行う。</p> <p>2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、株主総会、取締役会の議事録等取締役</p>
---

の職務執行に係る情報を適切に記録・保存・管理する体制を整備する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、執行役員である管理本部長をリスク管理担当役員として任命する。リスク管理担当役員は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当役員及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- (2) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 「組織規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。
- (3) 取締役会に付議する事項のうち、あらかじめ協議を必要とする事項や代表取締役が業務を遂行するにあたり重要な業務の実施に関する事項について協議するための組織として、予算達成会議及び経営会議を設置する。
- (4) 取締役会は、取締役及び使用人が共有する全体目標として、中期経営計画及び年度計画を策定、当社グループで共有し、経営戦略を実行する。
- (5) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、執行役員である管理本部長をコンプライアンス担当役員として任命する。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に進める体制を推進・維持する。
- (2) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、代表取締役社長、取締役会、監査等委員会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- (3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「企業行動規範」「コンプライアンス規程」を定める。
- (4) 当社グループは、コンプライアンスの違反やそのおそれがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外に匿名で相談・申告できる「内部通報窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

### 6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 親会社及び子会社との緊密な連携のもと、企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築する。

- (2) 「子会社管理規程」に基づき、子会社の管理は、管理本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- (3) 当社の内部監査部署は、グループ会社に対しても内部監査を実施して、必要に応じて内部統制システムの改善に関する助言を行うとともに、リスク管理の状況を把握する。
- (4) グループ会社で発生したコンプライアンス上の重要な問題は、コンプライアンス委員会にて審議し、その結果を取締役に報告する。
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実行性に関する事項
- (1) 当社グループは、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査等委員会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- (2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 監査等委員会は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行上の重要な会議へ出席し、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- (2) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社グループの取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
- (3) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査等委員会に報告する。
- (4) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会から職務の執行に必要な事項に関して報告を求められたときは、速やかに応じる。
9. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
10. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当

該監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- (3) 監査等委員会は、必要に応じて内部監査担当部署に対し、調査等の指示を行うことができる。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針としております。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

V. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

該当項目に関する補足説明

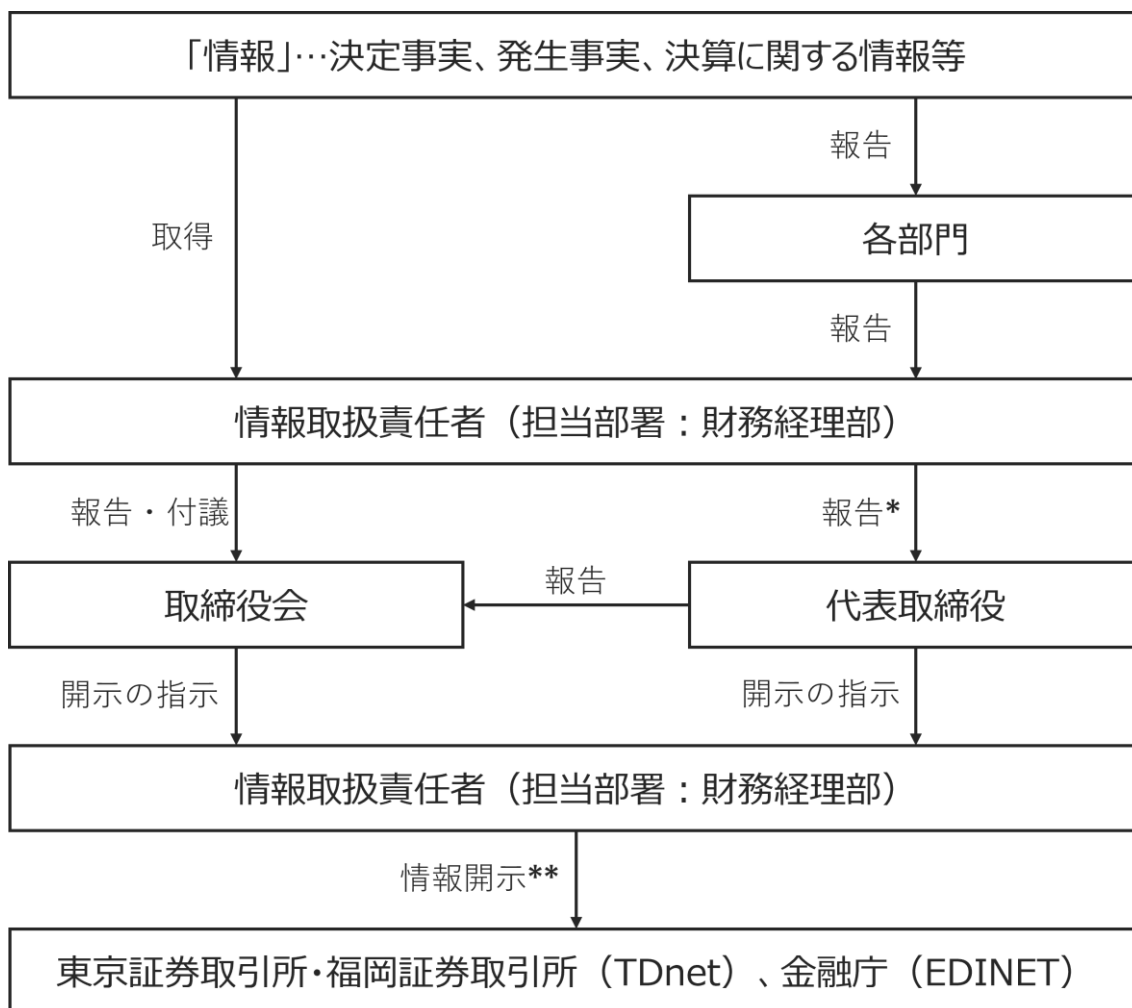
—
---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



【適時開示体制の概要（模式図）】



\* 緊急を要する発生事実の場合は開示を優先し、事後的に取締役会に報告。

\*\* TDnet、EDINET開示後に適宜当社IRサイトにも掲載。

以上